

第 84 回 企業・組織の BCP/防災勉強会 議事録

作成：伊藤

1. 日 時：2022 年 2 月 4 日（金）17 時から 18 時 30 分まで
2. 場 所：ZOOM
3. 参加者：14 名
*事務局：丸谷（災害研）、伊藤（災害研）

議 題 1：「風水害にも対応できる BCP について」

担当：東北大学 丸谷

議 題 2：「2022 年 1 月トンガ火山噴火による津波についての情報提供」

担当：東北大学 丸谷

○質疑応答（Q：質問 A：回答 C：コメント）

Q：会社の中で、従業員個人の BCP のタイムラインといった概念を持っている企業はあるか？

A：BCP の風水害のタイムラインは、鉄道の計画運休が先行的に実施された関西方面では浸透し、関東でも広がりつつあると思う。ただし、個人レベルでのタイムラインとして会社が作成しているかまでは把握していない。関西北部地震も契機となり、通勤途上で社員個人が出勤するか帰宅するか判断も検討するようになったようである。

Q：各企業で個人のタイムラインや、BCP の教育について検討している方はおられるか。

C：教育については、「自然災害から命を守る」ために宮城教育大と協力してパンフレット作成を検討している。また、自治会や学校のみでなく企業などに対しても出向いて勉強会を行っている。

C：整備局は、気象台とも共同で風水害が懸念のある 3 日前から対応している。

C：仙台空港では、年に 1 度空港内全事業者で勉強会を行っている。

C：事業所ごとにハザードマップを整理・共有し、ハザードごとの避難場所や緊急医療機関

などを可視化している。また、通勤経路のハザードマップを各自に確認してもらう。

C:災害対策本部で予め水災タイムラインを作成して、誰がどの情報を確認するか、社員の連絡系統も複数確保している。

C:東大の目黒先生の作成した「目黒巻」を、社員一人一人が当事者意識を持つために作成してみたところ、好評で他の部門への展開も考えている。

C:社員に作成させてみたところ、何としても出勤しようとする社員が多いことが判明し、上長から出勤しないよう指示を出す必要があることが分かった。

C:令和元年台風であった課題としては、社員の退社・避難やお店を閉店する決定権が災害対策本部にあったため、災害現場での避難が遅れ、混乱が生じたケースがあった。

Q:従業員が災害で負傷した際の補償は？

C:災害対応でも労災での対応にはなる。指揮命令がないまま作業してボランティアになってしまうと労災適応されない可能性があるので注意が必要である。無理な参集は、安全配慮義務違反として企業への損害賠償の請求になりかねない。

C:現場が避難要請をしているのに、業務継続を指示して被災した際は、賠償責任が発生するケースもあるだろう。

議 題：「2022年1月トンガ火山噴火による津波についての情報提供」

担当：東北大学 丸谷

○質疑応答 特になし